

調整給付金(不足額給付分)(※)申請書

※ 調整給付金(不足額給付分)とは、令和6年に支給した調整給付金(当初給付分)注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注:調整給付金(当初給付分)とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった(＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

支給市区町村
(令和7年度個人住民税の課税市区町村)

安芸太田町長

市区町村
受付印

※本様式は、調整給付金(不足額給付分)の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。
様式第1号(確認書)が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送してください。

【本様式での申請が必要な方】

- 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税額がいずれも0円の方、かつ、令和6年分の非課税世帯(又は均等割のみ世帯)向け給付を、世帯主又は世帯員として受給していない方であって、
 - ・青色事業専従者 または 事業専従者の方
 - ・合計所得金額が48万円超である方

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、☐にチェック(レ)してください。☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ①下記の支給要件に当てはまる場合、市区町村において算定した支給額が支給されます。市区町村における算定の結果、0円となった場合には不足額給付金は支給されません。

【支給要件】

納税義務者及び配偶者を含めた扶養親族(国外居住者を除く。)に基づき算定される定額減税可能額(注)が、令和6年に入手可能な課税情報を基に把握された当該納税者の令和6年分推計所得税額又は令和6年度分個人住民税所得割額を上回ること。ただし、合計所得金額が1,805万円を超える場合は対象外となる。

(注) 定額減税可能額

- ・所得税分 = 3万円 × 減税対象人数
- ・個人住民税所得割分 = 1万円 × 減税対象人数

減税対象人数

- ・「納税義務者本人 + 控除対象配偶者(※) + 扶養親族(16歳未満扶養親族含む)(※)」
- (※) 控除対象配偶者、扶養親族は国外居住者を除く。

【支給額】

- ・所得税分の定額減税可能額が、令和6年分推計所得税額を上回る額
- ・個人住民税所得割分の定額減税可能額が、令和6年度分個人住民税所得割額を上回る額の合算額を、1万円単位で切り上げた額。

1. 申請者

(フリガナ) 氏 名	性別	生年月日	現 住 所
		年 月 日	電話 ()

【代理申請を行う場合】

代理人	(フリガナ) 代理人氏名	本人との 関係	性別	代理人生年月日	代 理 人 現 住 所
			男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
上記の者を代理人と認め、 不足額給付金申請書の提出を委任します。				本人氏名	署名

裏面も必ずご確認ください

2. 振込口座（原則、1. の申請・請求者の口座とします。）

（通帳等の写しを本様式に添付する必要があります。長期間入出金のない口座を記入しないでください。）

金融機関名			支店名		分類	口座番号 ※右詰めでご記入下さい				口座名義（カナ） ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください	
金融機関コード			支店コード		1 普通 2 当座						
ゆうちょ銀行			通帳記号 〔 6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい 〕		通帳番号 (右詰めでご記入下さい)				口座名義（カナ） ※通帳の表記に合わせて下さい		
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。			1 ※								

※金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、不足額給付窓口（電話 0826-28-2114）までお問い合わせください。

提出書類

☐

『不足額給付金 申請書』

☐ 申請者（または代理人）の氏名など（一枚目表面）

☐ 振込口座（一枚目裏面）

☐ 誓約・同意事項（一枚目表面）

☐ 署名（一枚目裏面下部）

☐

『源泉徴収票や確定申告書、納税通知書、特別徴収税額通知書などの写し（コピー）』

☐

※給付額算出に必要な税額や扶養親族数がかかる上記書類の写し（コピー）をご用意ください。

☐

『本人（代理人）確認書類の写し（コピー）』

☐

※申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

☐

『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』

☐

※通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。
（チェック漏れや提出書類の不備がある場合、確認書の送付ができません。）

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名

本人確認書類等貼付用紙

本人(代理人)確認書類

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、
パスポート等の写し(コピー)(いずれか1つ)

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

振込先金融機関口座確認書類

(受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し)

「2. 振込口座」の③に記入した口座への振込を希望される場合は、記入した振込を希望する口座の
確認書類を提出してください。

※①公金受取口座または②現に使用している口座への振込を希望される場合は不要